

令和6年第3回下松市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和6年3月21日（木）午後1時30分～午後2時10分
- 2 開催場所 下松市役所 5階 503会議室
- 3 出席委員等

教育長	玉川 良雄
委員	江口 雄二
委員	林 哲人
委員	木佐谷 真理子
委員	笠谷 由美子
- 4 会議に出席した事務局職員

教育部長	河村 貴子
教育次長	深野 浩明
学校教育課長	藤田 康伸
学校給食課長	小林 政幸
生涯学習振興課長	引頭 康行
図書館長	長弘 純子
- 5 会議の書記 教育総務課課長補佐 金子 麻紀
- 6 会議録の署名委員 林 哲人 木佐谷 真理子
- 7 会議の傍聴人 0人
- 8 会議に付した議題
 - (1) 議案第2号 下松市立小、中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について
 - (2) 報告第8号 下松市立小中学校運営交付金交付要綱を廃止する要綱について
 - (3) 報告第9号 下松市公民館運営交付金交付要綱を廃止する要綱について
 - (4) 報告第10号 下松市学校給食費の管理に関する要綱の一部を改正する要綱について
 - (5) 報告第11号 下松小学校用地の変更について
 - (6) 報告第12号 下松市市民交流拠点施設の敷地面積の変更について
- 9 会議の付議の顛末

○教育長 それでは、ただいまから3月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録署名委員ですが、林委員、木佐谷委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが議事に入ります。

(1) 議案第2号 下松市立小、中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 議案第2号、下松市立小、中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

担当課長のほうで説明をお願いいたします。藤田学校教育課長。

○学校教育課長 議案第2号、下松市立小、中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明をいたします。

資料のほうは1ページのところになります。

これは、住居の新築に伴い、当該地区を学区に追加規定するものです。末武中、中村小校区の花岡1丁目22番9号を追加することになります。

ご審議のほう、よろしくお願いいたします。

○教育長 それでは、質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いいたします。

○委員 新しい土地なのでしょうけれど、同じ住所で1丁目の何番、番号の細かいところで変わるのですね。これはどこになるのですか。

○教育長 河村部長。

○教育部長 場所は確認しておりませんが、新しい家が建ちましたら街区番号というのは振ります。街区番号が新たに振られたら、この通学区域の表示が街区番号ごとにございますので、全くないところにポコッと新しい街区番号が振られた場合は、追加しないと、その家の子供さんがどこに学校に通うかということが確認できませんので、そういった場合には新しい街区番号を順次加えていくという形で進めています。

○教育長 よろしいですか。

○委員 いいです。

○教育長 藤田課長。

○学校教育課長 大体どのあたりかというのが、末武中の大きな交差点と、国道2号線をずっと周南のほうへ向かっていく、向かって南側と言いますか、右側のあたりになります。

○教育長 通学区域に関する規則の一部を改正する規則について、よろしいですか。

これは議案ですので、採決をしたいと思いますが、異議はございませんか。異議なしということで、可決いたします。

(2) 報告第8号 下松市立小中学校運営交付金交付要綱を廃止する要綱について

(3) 報告第9号 下松市公民館運営交付金交付要綱を廃止する要綱について

○教育長 続きまして、報告第8号、報告第9号、これにつきましては一括で審議いたします。

報告第8号、下松市立小中学校運営交付金交付要綱を廃止する要綱について及び報告第9号、下松市公民館運営交付金交付要綱を廃止する要綱についてを議題といたします。

担当のほうで説明をお願いいたします。深野教育次長。

○教育次長 報告第8号、下松市立小中学校運営交付金交付要綱を廃止する要綱について、ご報告いたします。

資料につきましては4ページからとなります。

このたびの要綱廃止につきましては、学校運営交付金の廃止につきまして、監査委員のほうから指摘を受けております。学校とも協議をしまして、令和6年度から廃止をするものとなっております。

なお、運営交付金としては廃止となりますけれども、必要な経費につきましては、各学校の配当予算に計上いたしまして、消耗品など、それぞれの費目で対応するといった予定になっております。

教育総務課からの説明は以上となります。

○教育長 引頭生涯学習振興課長。

○生涯学習振興課長 報告第9号、下松市公民館運営交付金交付要綱を廃止する要綱について、ご説明いたします。

改正理由につきましては、先ほどの小中学校の運営交付金と同じで、監査委員からの指摘等ございましたので、令和6年度分から廃止することにしております。

公民館運営交付金につきましては、行事等における祝儀や香典などの慶弔費、行事の負担金、お茶代等、公民館の運営に必要なものについて、毎年度公民館へ交付していましたが、今後は通常の各公民館の管理運営費に予算を計上して支出するように変更いたします。

要綱につきましては、令和5年度分の決算後、令和6年6月1日からの施行になります。

説明は以上です。

○教育長 報告第8号、9号につきまして説明がございましたが、質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いいたします。

確認ですけど、学校長とか、公民館長と協議をして、特に問題や意見とか、困るといような声はなかったのでしょうか。深野教育次長。

○教育次長 学校のほうは特にそういった声はなかったです。

○教育長 引頭課長。

○生涯学習振興課長 公民館につきましても、特に問題や意見等はございません。

○教育長 ありがとうございます。

報告事項ですので、よろしく了承のほど、お願いいたします。

(4) 報告第10号 下松市学校給食費の管理に関する要綱の一部を改正する要綱について

○**教育長** それでは、続きまして、報告第10号、下松市学校給食費の管理に関する要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。小林学校給食課長。

○**学校給食課長** 報告第10号、下松市学校給食費の管理に関する要綱の一部を改正する要綱について、報告いたします。

資料は6ページになります。

このたびの改正内容につきましては、学校給食費から減額するパンと牛乳の単価を現状に合わせて見直す内容となっております。

減額する事由としましては、食物アレルギー等のために、牛乳またはパンの提供を受けることができない場合に減額をしております。

具体的な改正内容としましては、小学校の牛乳の単価を56円から65円に、パンの単価を68円から72円に見直しを行います。また、中学校の牛乳の単価については、56円から65円に、パンの単価については75円から80円に見直しを行います。

内容については以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**教育長** それでは、質疑に入りたいと思いますが、どなたかございますか。江口委員。

○**委員** 4月から、またかなりの食料が値上げします。まだまだこれから値上げしないといけないものも増えてくると思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○**教育長** 小林給食課長。

○**学校給食課長** 物価の高騰の状況がまだ続いているところがあります。その関係で、学校給食費のほうも影響が出ている状況があります。

令和5年度につきましては、給食費を超える部分につきましては交付金を充てる予定としております。

令和6年度につきましては、現状の給食費のままで、保護者のほうに負担を転嫁するという形にはなっておりません。そういった状況です。

○**教育長** 江口委員。

○**委員** 何もかも上がってくるので、これから大変だと思います。値上げせざるを得ないものはしょうがないのですが、親御さんにも十分理解してもらって、これはもう、どうしようもありません。

○**教育長** 小林課長。

○**学校給食課長** 令和6年度については、保護者のほうに負担を求めないという形になっております。その後については、今後また検討をしたいというふうに考えております。

○**委員** 大変だと思いますがお願いします。

○**教育長** 物価の高騰とコロナ禍でいろいろ大変だったです。給食費が保護者からの徴収金

だけではなかなか賄えないということで、今まで過去3年間は高騰分については市のほうで負担をしているような状況で、来年度については、今、説明がありましたけれど、市のほうで賄うということ。

7年度、来年度、再来年度については、今までは交付金が国から出ていたのでそれを充てることができたのですが、市だけでやるようになるかもしれないし、物価がどのくらい上がるか分からないので、これから給食運営協議会のほうで給食費についても、また検討してもらおうなっています。

物価が高い中、給食費を上げるというのも、影響が大きいですから、意見を伺いながら、いいようにしていきたいというふうに思っていますので。

給食費の関係につきましてはよろしいでしょうか。

(5) 報告第11号 下松小学校用地の変更について

(6) 報告第12号 下松市市民交流拠点施設の敷地面積の変更について

○教育長 続きまして、報告第11号、下松小学校用地の変更について及び報告第12号、下松市市民交流拠点施設の敷地面積の変更について、これを一括議題としたいと思います。担当のほうで説明をお願いいたします。深野教育次長。

○教育次長 報告第11号、下松小学校用地の変更について、ご説明いたします。

資料につきましては、7ページとなります。

今年度、法務局のほうで使用されました不動産登記法第14条地図作成作業によりまして、境界確認が実施されまして、その成果に合わせまして、校地面積を変更するものでございます。

具体的には、変更前が3万1,326平米から2万9,141平米に地籍面積を変更するものでございます。

教育総務課からの説明は以上となります。

○教育長 引頭課長。

○生涯学習振興課長 報告第12号、下松市市民交流拠点施設の敷地面積の変更について、ご説明いたします。

本日、議案の一部に修正がございましたので、1枚ものでお配りさせていただいておりますが、そちらをご覧くださいけたらと思います。

修正した部分は、下記の表の部分の一番上の行が、訂正前は校地面積（借地含む）となっておりましたので、敷地面積に変更しております。

この議案につきましては、下松小学校用地と同じく、不動産登記法第14条の成果に基づいて地籍が変更されたため、報告申し上げるものでございます。

敷地面積につきましては、表に記載のとおり、249.54平方メートル減少して、83

71.93平方メートルとなっております。

説明は以上でございます。

○**教育長** 質疑に入りますが、質問等ございますか。林委員。

○**委員** すみません。市民交流拠点施設ってどこにありますか。

○**教育長** 引頭課長。

○**生涯学習振興課長** ほしらんどくだまつで、中央公民館と図書館がある施設でございます。

○**委員** すみません。土地のことを全然分からないのですが、法務局が実施した不動産登記法というのは、地図作成はたびたび行われるのですか。

○**教育長** 深野教育次長。

○**教育次長** 法務局が今回行った作業につきましては、今、地籍調査が、久保の方面からずっと行われておりまして、その関係なのですけれど、町なかの地区につきましては、まだ地籍調査が行われておりませんので、実際、不動産の取引等も多い地区につきましては、国、法務局のほうでそういった作業を進め、地区を決めて、今回は大手町地区について実施したということになっています。

○**教育長** 江口委員。

○**委員** ということは、これは地籍調査とも言えるのですか。また別にもう1回やるのですか。

○**教育長** 深野教育次長。

○**教育次長** もうそこで最新の測量技術によって成果が出ますので、地籍調査の今後の作業からは外されることになります。

○**委員** 分かりました。

そのほかございますか。ないようでしたら、了承のほど、よろしくお願いいたします。

本日の議題は以上であります。

～ その他報告・連絡事項 ～

○**教育長** 続きまして、その他の報告事項等に入りたいと思います。

どなたか議題がある人は挙手をお願いいたします。金子課長補佐。

○**教育総務課長補佐** 令和6年4月の行事予定をお伝えします。

資料9ページになります。

24日水曜日に、セントコア山口で研修会があります。それぞれ開始時間が異なりますので、各自、時間に集合していただければと思います。

翌日25日木曜日、定例会を予定しております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○**教育長** 4月の行事予定についてありましたが、8日、9日の入学式につきましては、委員さんの出席はございません。卒業式につきましては大変お世話になりました。ありがとうございました。

それでは、次回が4月25日の木曜日ということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そのほかございますか。いいですか。

以上で終わりたいと思います。お疲れさまでした。

午後2時30分終了